

時の楔通信

第 14 号

一九八六・一

〔序〕

原稿用紙からはみ出したメモ群をまとめ、次の作業にとりかかるまでのまどろみの直前の一瞬にこの号を差し出す時のつぎやきを記すと、この号は第 11 号と異なり、記述順によむのではなく、何かの必要に迫られるまでは、辞書のように、しかも未完成の、辞書の概念から最も遠い辞書の断片のように、放置しておいてほしい気がする。なぜだろうか。記述者自体が、最も表現したい領域をまだメモ群の向こうに放置して、霧の深い斜面の所どころにひたすら目印をつけたり、歩きやすいように踏みかためたりする作業に、まず専念しなければならなかったからであろう。それなしに先へ進めないのだが、労力に比べてごく一部の回路しか創出しえていない……。それでも、ある 11 的混沌にみちた境界は渡り切れ、という感触が、次の号、次のとの出合いの予感と共に、この号を支えている。素っ気なく、かんたんな構成を記しておこう。

（一）公判過程（抄）	
大阪高裁	2
東京地裁	6
京都地裁	17
岡山地裁	29
高松高裁	34
未記述ヴィジョンに関する註	36

一九八六年一月八日

△ 〱 の文字（行為）は、私の表現を

△ 私 〱 が記述（行動）したのだ、という

被告人質問の際の証言を想起しつつ……

松下 昇 未字を含む

時の楔通信発行委員会

連絡先 〱 〱 闘争の現場

あるいは、それに関する夢の中

△ 大阪 〱 高裁

（神戸大学闘争刑事公判）

一九八五年二月二日の最後の公判（被告人質問の最終回と弁論以降、技術的には三月末までに出すことも可能な判決の期日が七月一日に、さらに九月一日に設定された意味については、通信第 11 号一三ページ等に記した）

一九八五年九月一〇日（第一六回判決公判）

弁護人は池上氏のみ、傍聴席は山本氏のみであったが、警備員は多数参加し、東京地裁刑事公判を含む（一）公判過程の拡がりを示す状況性の中で次の要旨の判決文（四六枚。一審判決は二二枚）が裁判長（石田）によって朗読された。

判 決

昭和五七年（五）第二九号

〔…〕

著述業および各種アルバイト

（元国立神戸大学教養部講師）

松下

昇

昭和一一年三月一日生

〔…〕

主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役一年二月に処する。（註一）原判決は一年六月）この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。（註一）原判決も同じ）

本件公訴事実中、昭和四五年一月八日の器物損壊の点及び昭和四七年二月一五日の本田烈に対する公務執行妨害の点については、被告人はいずれも無罪。

理 由（抄）

検察官の控訴趣意は検察官（本井）の控訴趣意書に、これに対する答弁は被告人および弁護人（河原）作成の各答弁書にそれぞれ記載のとおりであり、被告人についての控訴趣意は被告人および弁護人（河原）作成の各控訴趣意書ならびに被告人作成の控訴趣意補充書に、これに対する答弁は検察官（山路）作成の答弁書にそれぞれ記載のとおりであるから、これらを引用する。なお、被告人についての控訴趣意に関しては、これを補充し明確にする限度で、弁護人（池上、川窪）の弁論要旨の主張をも判断の対象に加えた。

〔…〕被告人および弁護人の主張に対する判断

公訴棄却の主張について。昭和四五年四月八日の検挙一覧表（警備実施状況報告書中）の記載は不正確、不適切であり、当時の大学において処分の動きがあったことも事実であるが、まだ、当時の不当な政治的意図と結びつけるのは根拠に乏しい。

岡山の卵の事件と本件を併合しなかったのは裁判所の裁量によるものであり、事件の内容からも法令違反ではない。

文書提出命令が部分的に実現されたのみで原審が判決を出しているのは、いささか適切を欠くきらいがないではないが、それはいわば黙示の却下決定（職権不発動措置）がなされた場合に等しく、こ

の点の違法はまだ判決に影響を及ぼすとはいいがたい。

事実誤認の主張について。

昭和四四年九月一日(第一事実)

評議会が授業再開の決議をしなかったとしても、封鎖解除の授業実施に異論のあるはずはなく、計画の変更は暗黙のうちに了承し前提としていたと考えられるから、手続上の不備は小林教授の職務の適法性を失わせるほどのものではなく、被告人の行為は、不退去、威力業務妨害にあたる。当日、小林教授に対して「今日は討論ではないですか」などと発言があったこともうかがえるが、討論実施の承認とまでいえない。鈴木証言は措信できない。

昭和四四年二月三日(第二事実)

被告人の教授会会議室への出席の仕方が教養部長事務取扱の容認するものでなかったことは明白で不退去が成立する。また原審は威力業務妨害について無罪としたが、関係証拠から学生らの退去後に会議再開の意思が議長らにあったので、原判断の当否にかかわらず構成要件を充足するから検察側の控訴趣意は理由がある。藤原証言は措信できない。

昭和四五年一月八日(第三事実)

原審の検察側三証人の供述には、くいちがい、矛盾があり、直後にとったという写真の「経済史休講1/12戸上」の文字からみて、数日後に撮影されたとする被告人側の主張も考慮に値するが、竹中証言の供述どおりとすれば、事件の翌日に自然科学史の授業が問題のA、V型六対の落書のある黒板を使用したことになり不自然さを拭えない。しかし検察側の本件の器物損壊罪の証明は不十分であ

り、「疑わしきは被告人の利益に」は刑事裁判の鉄則であるから無罪とする。

昭和四五年四月八日(第四事実)

被告人の現場到着が午後三時五〇分頃であったとはいえ、退去要求を知りうる位置にいながら座り込みを続けたのであるから現場共謀が成立する。これに反する竹中証言は措信できない。また被告人の逮捕について警察関係者の間で検討を加えた事実がうかがえ、警備実施報告書中に被告人を「二一才位」の学生とする誤認があるとはいえ、退去要求は座り込み集団の全体に向けられたものであるから、不退去、威力業務妨害にあたる。

昭和四六年九月七日(第五事実)

原判決が的確に説示しているとおりで、当審の事実取調によっても左右されない。被告人のビラの内容が直載的にB一〇九補講の妨害の意図を示すものでないとしても、共謀否定の根拠とはなしえない。被告人の身体的状況等についての浜本、中尾の各証言は客観的状況から信用のかぎりでない。建造物侵入と威力業務妨害は成立する。

昭和四六年九月二日(第六事実)

検察側有本(学生)供述の誤りの告白を受けたとする山本証言は伝聞を内容とするものであり、信用のかぎりでない。被告人が油コブシにいたという坂本、竹中、山本らの供述も相互間に微妙な変遷やくいちがいが見られ不自然である。括弧つき松下の劇についても推測に基づく内容で信用し難い。建造物侵入、同損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反は成立する。ただし窓ガラスに赤ペンキで、「処分粉砕」と書いた点は有本供述にないから原判決は誤認した疑

いがある。(認定事実の一部にすぎないから主文で無罪の言渡しはしない。)

昭和四七年二月一日(第七事実)

原審の検察側証人(柳川、吉安)の証言は証拠に符合しているが、当審の竹中、永里の各証言は、まだ前記兩名の信用性を否定しえない。しかし、原審の検察側証人(本田)については被告人を目撃し、速捕時にポケットに一個もっていたとされることから、一人で五個もっていたことになり不自然であり、他の学生らの投げた可能性もある。ただし試験警備、監督は権力的作用を伴う職務であるから、二教官に対する公務執行妨害は成立する。

その他の量刑不当を除く主張(大学闘争の歴史的背景や情状等について原判決の判断の欠如)は独自の、理由のない主張である。

以上の結果から併合罪事件としての本件は、被告人側の量刑不当の主張をまっまでもなく全部破棄を免れず、刑法四〇〇条但書により判決(自判)する。

(…)被告人を懲役一年二月に処し、確定した日から三年間、刑の執行を猶予し、原審及び当審の訴訟費用は負担させないこととする。

昭和六〇年九月一〇日

大阪高等裁判所第四刑事部

裁判長裁判官 石田 登良夫

裁判官 木谷 明

裁判官 栗原 宏武

判決の批判は、いくつもの点で可能であるが、主要な点を指摘すると、

一、全事件について被告人側の主張に深く影響されつつも、特に無罪とせざるをえないものについて構成上は、検察側立証の不十分さ、矛盾を表面に出して判断している。

二、本質的争点(大学闘争の根拠と大学と裁判所の責任、誤認逮捕と公訴の政治的策動、表現論や組織論の内容等)について判断しえず回避している。

三、原審の固定的判断と比較して、沈黙や経過自体の含む黙示の運動性を把握する力量をかいまみせている。(二・三教授会、九・一評議会、文書提出命令等について)これは、「ととかかわりなく」とか「をまっまでもなく」と何度かくりかえされる語法と共に、一審に対する事後審の権力性の自負とも結びついているであらう。

上告申立書

前記事件に関する本年九月一〇日付の大阪高裁第四刑事部の判決に対し、

被告人らのかかわる裁判と闘争の関係性から、また一部無罪の部分を含む判断の根拠総体の批判から上告を申し立てる。

申立理由書は提出期限通知後に提出する。

一九八五年九月一八日

松下 昇 を含む

仮装被告人

最高裁判所へ御中

註——この日付は東京地裁第九回刑事公判期日に対応する。また二審の国選弁護人である池上氏は、上告申立書の原案をかいてくれた際に「有罪とする部分について不服」としたが、仮装被告団は、有罪と無罪以前の判断の根拠自体を先述のように批判している点に注目されたい。なお、控訴審の経過総体が、これまでの通信に記したように、判決の結果いかんにかかわらず、大きい勝利であること、東京地裁の被告人質問と判決にも有利に働いたこと、全一闘争の今後に予測しがたい武器となっていくであろうことを付記する。

昭和六〇年二月四日付で最高裁第一小法廷は、上告を昭和六〇年(あ)第一四七七号事件として扱い、弁護人の選任について照会してきた。これに対して二月九日付で松下から経済的理由等で自分で選任はせず、東京第二弁護士会(東京の刑事事件を担当する小野弁護士も所属)から国選を希望と回答したので、その手続きがとられたが、他になり手がなないためもあり、最終的に小野正典弁護士が、(一卵)上告審に続いて、この事件の上告審の国選弁護人となった。東京の事件と合せて松下の刑事事件総体の弁護人たらざるをえない位置は興味深い。

△東京△地裁

高裁最高裁

判決公判粉砕闘争刑事公判

(地裁第一二刑事部)

一九八五年九月十八日(第九回公判)

第四回の被告人(松下)質問がおこなわれ、主として(一)それまでによつと贋写しえた本件現場の控訴審の主要な記録等に関するリストと註を提出しつつ、その意味を確認し、(二)九月一〇日の大阪高裁判事公判の控訴審判決内容(一部無罪)がもつ本件との関連性を提起した。(一)は、制裁関係、忌避関係のリストと合せて本件で問われているテーマの巨大さを示しており、(二)は、本件の告訴の予断となった七四年の岡山地裁の(一卵)の事件が、その段階で制裁後に告訴される時の予断の一部を形成した七二年の神戸大の(一)▽焼卵の事件の一部無罪や、七〇年の六対の(一)▽の完全無罪等を東京の事件に応用する方向性をもっていた。

その後、被告人(中尾)質問に入り、弁護人(小野)から、本件の行為について「反省している」という証言を引き出すための主尋問がおこなわれたが、闘争の参加者や関係性に対する(一)反省▽を裁判所に対する「反省」と思わせるための仮装性が必要とされた。記録の上では、アルバイトの仕事(横浜のマイクロフィルムの会社で資料整理担当)を事件後に解雇された経過と共に、一定の効果をもちえたとして、この仮装性(対裁判所だけとは限らない)の苦さの

向こうにあるテーマを、さらに追求していく作業が、法廷をこえる場でも不可欠であると感ぜられた。

検察官(山口)は、「反省」の質を反対尋問で確認しようとして「有罪でもやむを得ないということか」と質問し、「無罪と切り切ることとはできない」と応答させてから「具体的にどうすればよかつたか」と質問したが、「自分のかかえるテーマや関係の解決の仕方」で具体的にきまるし、違法という点では前段階の高裁審理の違法性との関連で把握すべき」と切り返されて追及をやめた。

左陪席(村田)は、判決文自主管理について、これまでの自主講座での松下らとの討論の経過が影響を与えているかどうかについて、右陪席(大沢)は、検察官に対する黙否の理由を中心に質問したが、一般的応答しか引き出しえない。裁判長(新谷)は、自主講座参加者がいうように、自己のあいまいなテーマを放置したままの裁判への参加を批判するなら、ずっと出廷できそうでもないではないかと、かなり本質的な質問をしたが、被告人から、そのような自主講座の提起が画期的なことであり、闘争の全テーマについて(例えば、処分的外在的批判でなく、批判する主体の存在基盤の処分性対象化)いえるとのべた。裁判長は、それ以上の質問をやめたが、この数回の公判を通じてこの刑事事件の訴訟も自主講座のテーマにくみこまれていることに、あらためて気付いた様子の一人言をつぶやいていた。(「救援」八五・一〇・一〇号の記事参照)

一九八五年九月二五日(第一〇回公判)

検察官(山口)による論告が朗読された。その(抄)を次に記す。(註——原本は二枚)

(提出表現群が裁判所によって、どのように受理し再構成されていくかを把握するため)、およびその)

論告要旨

第一 公訴棄却の主張について

最高裁の昭和三四年四月九日付の判決を引用して、理由がないとする。(註——すでに被告人側から批判しつくされている判例)

第二 事実関係

一、判決言渡しはあった。乱用される忌避の簡易却下は適法(註——却下に対する異議は即時抗告文書の提出については影響の致命傷を怖れてか言及していない。)であり、却下後の判決言渡しも適法である。

二、松下は三十枚の書類を裁判長がけて投げつけたとの客観的事実を認めながら(註——ナンセンスノ 第八一三V号二九ページ参照)文書の提出行為であるとすると、被告人のいう内容の文書は押収されていない。前記行為は裁判長の職務の執行を妨害するに足りる有形力の行使である。

三、中尾は判決原本を一時預ったにすぎないというが、職員の説得を無視し、原本の一部を食いちぎり、訟廷管理官の指にかみついた行為は、公文書毀棄および公務執行妨害の故意があったことを示す。

第三 情状

一、共通の情状

1 本件は、いずれも直接司法権の行使に向けられた犯行であって、事案自体(註——この閉塞的発想ノ)極めて悪質である。自らの主張を通すために暴力をもちいたもので、法治国家の根幹にも触れる悪質な犯行である。(註——よほどオビ

え切ったとみえる。)

2 法廷においても、意味不明の言葉を連ねて自己の行為の正当性をはかり、反社会的性格が顕著である。(——ハ V 的 哄笑の対象)

二、松下について

昭和五一年六月八日本件と同種の事案について懲役八月、三年間執行猶予(岡山地裁)、同五六年一〇月二十八日、懲役一年六月、三年間執行猶予(神戸地裁)の言渡しを受けているが、執行猶予付きの裁判が感銘力(註——オドロクべき概念であることには感銘する)を与えていないと言うほかに、もはや情状酌量すべき事由はないと思料する。

三、中尾について

前科前歴はないが、大胆で強固な意志(註——その反対であることを被告人や浜本証人はのべてきたのであるが)に基づく犯行であり、社会的反響の大きい事件である。

第四 求刑

よって被告人松下を懲役一年、同中尾を懲役一年六月に各処するのを相当と思料する。

一九八五年一〇月一四日(第一一回公判)

開廷前に弁護士事務所最終弁論と最終意見陳述のプランを討論し、松下の提案により弁護人の提出原案に被告人の意見を併合してこの日提出し、被告人作成の原案は法廷では口頭で要約し、後に文書として提出することになった。これは、何でもないうであるが、表現論的に大きい意味がある。即ち、被告人作成の原案をそのまま

朗読して法律専門家である裁判官らの異和をひきおこすマイナスを止揚しつつ、かつ弁護人作成文書や共同被告人の発言をふまえて仮装被告団から包括的表現を提出することが可能になるからである。法廷には久しぶりに戒能氏も参加し、神戸大出身の中屋信子さんも赤ん坊の早苗ちゃんを背負って裁判所へかけつけた。法廷で朗読された弁護人(小野)による表現の要点は次のようなものである。(註——原本は一四枚)

弁論要旨

一、本件起訴の違法性

監置の態様は既決囚としての処遇であり、さらに起訴することは憲法三九条に定める二重処罰の禁止に反する。

二、行政事件の経過とその意味

1 裁判所の松下らに対する予断(訴訟技術を駆使し、言葉の遊戯を楽しんでいる)が本件を生ぜしめる下地になっていたと考えられるが、そうではない。言葉の用法に理解しにくい面があることは弁護人としても否定し難いが、一方的に判断(抑圧)すべきではない。忌避について特にそうである。

2 神戸大学による松下処分(審理を人事院が放置したこと)に対して松下が行政訴訟をおこしたのは、むしろ当然であり、人事院や裁判所は公的機関として審理を十分に要求するべきであった。

3 行政事件の控訴審が代理人をつけるように要求するのみで実体的な審理をせず、清水参加人への処置(分離や判決の秘密裡の強行)をおこなったこと等は、裁判の本来のあり方に反する。(告訴した裁判長小堀の証言がないのは甚だ遺憾である。)

三、松下の行為について

1 極めて偶発的であり、法廷を混乱させる意図はなかった。忌避簡易却下後に提出した即時抗告(異議)申立書が混乱した状況の中で、いずれかへ紛失したことは十分に考えられる。(註——言葉としてはのべ切れていないが、裁判官による隠匿と、検察官による追認)

2 松下の前記文書の提出行為を書記官は妨害と誤解したものとされる。松下の午前十時十分頃と三十分頃の二つの行為のうち前者は起訴されていないが、松下にとって二つの行為の間に違いはなく、どちらも書面の提出を意図したのである。

3 判決言渡しはなかったことは、松下らの再入廷や書類確認や整理を廷吏が認めていたことから示される。

4 忌避の簡易却下は原則的にすべきでなく、特に忌避に理由がある場合は認められない(大阪高裁昭和五一年一月二六日決定判例時報八一三号四九頁)であり、本件の場合には却下が違法

であるから裁判官の公務執行には適法性が欠けている。

5 松下の行為には暴行の故意がない。また書類を投げたとしても間接暴行にもならない。この行為まで暴行に含まれるのは、暴行概念を際限なく拡大させるもので許されない。

6 かりに公務執行妨害罪にあたるとしても、いわば限界事例とあってよい程度のもにすぎず、これ以上実例に付さなければならぬ理由はない。

四、中尾の行為について

1 現在、自らの行為の誤りを認識しているし、中尾が心理的孤立感を深める中で判断力を失って行ったのも高裁の姿勢に一因がある。

2 判決原本は破られた部分の範囲が僅かであり、保存に耐えうるから、使用不能の状態に至らしめたといえない。

3 監置二〇日の上に、解雇という社会的制裁を受けている。中尾はストイックともいえる生活の中で自らの行動について真剣に対象化し、自らを戒めているのであって、施設収容は、かえって隔絶感を深め、逆効果となるばかりである。

被告人（松下）が、その要点を法廷でのべた原案の要旨は次の通りである。

最終意見表明書

第一回公判における意見表明、第四回公判における冒頭陳述の全項目を、ここでも持続して主張し、さらに次の意見をのべる。

一、本件の特性

ある。（註——くわしくは展開していないが、偶然とみえる契機を逆用して大学闘争の全テーマを現情況の時々空間に引き寄せ、転倒し、投げつける問いかけの暴力性がそが全ての八私Vに共有されるべきである。）

後註——この文書（原案）は、補充書と共に、数日後にそのまま被告人から裁判所へ郵送提出した。補充書には、共同被告人がのべえない（気付かない）テーマを今後も追求することを予告すると共に、本件の発端をなす行政事件の上告審の開始不可能性に関する九・二五（付の最高裁あて申立書（この号13ページ参照））うつつしを添付している。

被告人（中尾）からの最終意見陳述（原案）は、七項目あった。

要点を示すと、

一、中尾の行為を松下への弾圧の契機としてしまう司法構造の批判。（註——本当は逆である。）

二、自分の真の罪は、一・二・一七に至る出廷過程が、交差するテーマを十分に受けとめなかったことにあり、これを裁くべき。

三、判決言渡後であれば自分の行為（夢みられていた行為とのズレはあるが）はありえず、論告は誤り。

四、自分にとって最もあまいなテーマを情況と結合させうるまで現実の訴訟行為（公訴される行為）はなしえない。

五、A三六七での生活を共有してきた鈴木その参り、九・一十七月末から、この段階まで連絡のないまま京都を去保護請求が付付で中尾、浜本、鈴木れいから札幌地裁あてに人身保護請求が出てい

(一) 前段階の行政事件や関連諸事件

(二) 参加、忌避の制度や判例

(三) 各当事者の活動や生存の根拠

のそれぞれが対象化されはじめた契機をつくっている。

二、検察側立証や論告は前項の水準に及ばず、意図のない慣性的な虚偽にみちている。主要なものを列挙すると、

(一) 判決言渡を「あった」とする。なかったと主張するのは被告人のみであるが、それでも地球はまわっている。の水準で主張するのであり、法的な利益追求のためではない。

(二) 松下提出文書の隠匿は、中尾が判決文を一時あざかった事態以上に重大である。提出文書の受理により審理が執行停止されれば、本件発生の余地はなかった。

三、(三) 論告が被告人らの主張を「意味不明の言葉を連ねて」などとのべているのは笑止の限りであり、本件審理の場へ登場しえないことの自白に等しい。

(一) 被告人らが眼前の裁判過程に直接的に対応しているのではなく、より巨大なものと格闘している姿勢をみない本件への接近や審理は不可能である。

(二) 眼の前で生じたこと、自らが行為したことであっても、だれよりも視えない位相がありうる、という私たちの経験の方法化をくぐらない本件への接近や審理は誤りを増幅する。

(三) 裁きうるならば、松下を媒介する六九年以降の八V（一）闘争の根拠をこそ裁け。共同被告人は一人ではなく（というように、まだ登場しえていず）、本件の最終的な責任は松下のみに

た。これは一・二（付で却下）を含む会議や証言プランにより前項を深化させていく。

六、定職がなく、生活費（保釈金）弁護費用を原告団総体から借りているので本件の訴訟費用の支払能力はない。

七、この紙片からはみ出す課題は今後きり拓いていく審理の場で展開する。

弁護人は、中尾被告人は何も発言しない方がいい、と開廷前のうち合せて主張したが、松下から、かたるべき行の一部は、松下との連続性からも、全ての刑事被告人の権利の確保からも、傍聴席を含む参加者との関係からも必要であるとのべ、その結果、前記原案の四と六に相当する部分を中尾被告人がよみ上げた。数日後に発言部分を文書にして提出。全項目をより包括的に深化させる場の創出が、裁判過程以上に、また、その前提条件としてこれから必要である。

一九八五年一月一五日（第一五回公判）

（実刑Vの可能性が少くないので、被告人を含む八V闘争の各主体は、現情況のテーマとの関連で根底的な準備を迫られた。その一つ一つは詳述しないが、次の経過は記しておく。

判決期日の直後の一月一七日に岡山大学祭連続シンポジウム（この号33ページ参照）が予定され、被告人らも参加を予定していたことや、それ以上に、東京の事件がシンポジウムのテーマにかかわるものであるために、それぞれの参加予定者、企画主体が、八実刑Vの場合の控訴保釈金の準備にとりかかり、関連する自主ゼミを

全生活領域でおこない始めた。(実際には、準備された金額は使用されなかったが、八関係性の拘束解除のため応用しうるものとして現在も連続シンポで自主管理されている。)

開廷前の弁護士事務所へ八実刑Vの場合にそなえて、控訴申立書と弁護士選任届を作成しておき、被告人二名は弁護士と共に第四二四号法廷へ向かった。近くの待合室にきていた連続シンポからの参加者を松下がみつけ、会話しつつタバコに火をつけようとした瞬間に、廷吏がやってきて「もう裁判官も入廷していますから入って下さい」と告げた。松下は、それをきいてからライターで火をつけ、数回すつてから、あとは閉廷後に、^(注)「といって、灰皿に一たん消しておいてから入廷したが、この経過は、八実刑Vなどないうる根拠を司法権力はもちえない、という確信に支えられていた。もう少しいうと、自分についての八実刑Vかどうかでなく、裁く側が審問にさらされてきたこのヵ月の手ごたえが、ゆとりを生んだといえる。松下の入廷は十数名の報道関係者、警備員、さらに戒能氏や中屋さん母子を含む全参加者の注目を浴び、まるで裁判官と位置を交換したかのようであったが、それを感じたらしい検察官席の三名のうち的一名が、こらえ切れずに笑い声をもらしたのが印象的である。その対極でひびいた赤ん坊の声も。

裁判長(新谷)は、開廷宣言後、被告人らを証人席の前に立たせてから主文を読み上げた。(判決文の全体は十一枚)

判 決

本籍、住居、氏名、職業、生年月日(略)

ぜられて(註——傍線部分は起訴状にはない。)右判決原本を取り戻そうとしていた民事訴訟管理官山口文男に対し、その左手指外側基部にかみつ(註——起訴状では「かみつく」などの暴行を加え)もって同人の職務の執行を妨害し、

第二 被告人松下は、同日午前一〇時三〇分ごろ、同法廷において同裁判長が同被告人に対し判決の言渡しは終了したので退廷するよう命じ、引き続き、同時刻に予定されていた別件の審理に移ろうとした際、いきなり(註——起訴状には、この副詞はない。)[不当な裁判だ。]などと怒号しながら裁判長席に詰め寄り、右手に持っていた(註——起訴状では「所持していた」)三十数枚の書類を振り上げ、「これを審理しろ。」などと言いながら(傍線部分は起訴状にはない。)同裁判長めがけて投げつけ、もって同裁判長の職務の執行を妨害したものである。

証拠の標目(註——中尾については判決書原本と写真三枚、松下については行政事件一審判決副本の一部である三二枚を含むが、検察側が松下の投げた紙片に含まれるとした中尾作成の共同訴訟参加申立二枚を除く。)

法令の適用(略)

弁護人らの主張に対する判断(抄)

一、監置二〇日間の制裁の後で公訴しても憲法三九条に違反しない。最高裁昭和三四年四月九日第一小法廷判決参照。

二、裁判官が他事件の審理のために再入廷していたことは明らかで、このことは①松下の忌避の簡易却下決定等②の適法性について論ずるまでもない③ところである。(註——傍線①と③の関連は文体としても論理としても成立しえない。②は却下後に

主 文
一、被告人松下 昇を懲役一年に、被告人中尾麻里子を懲役一年六月に各処する。(註——求刑と同じである。裁判長は次の項目を読み上げる前に数瞬の間をおいた。これは気をもたせたつもりなのか、ある感慨を吐露してしまったのかよく判らない。多分両方であろう。)

二、被告人兩名に対し、この裁判の確定した日から四年間それぞれその刑の執行を猶予する。(註——期間の長さは、幻想的拘束力を持たせたつもりか?)

三、訴訟費用中、証人新島、笠井、山口及び同竹中に各支給した分はその二分の一ずつを各被告人の負担とし、証人浜本に支給した分は被告人中尾の負担とする。(註——免除しなかったのは執行猶予とした代りか?)

理 由

犯行に至る経緯(略)

罪となるべき事実(抄)

第一 被告人中尾は、
一、同日午前一〇時一〇分ごろ、同法廷において、裁判長が判決を言い渡すや、やにわに法壇上に駆け上り、裁判長から判決の原本をわしづかみにして奪い取りもみくちやにしたうえ、更に同法廷前廊下において、その一部を食いちぎり、もって公文書である右判決原本を毀棄し、(註——起訴状の「朗読を終えて裁判長席机上に置いた」という判決原本の位相への言及が消失している。)

二、同時刻ごろ、同法廷前廊下において、裁判官時岡泰から命
松下が提出した文書の審理執行停止効果を論じたくない逃亡姿勢の反映である。松下の行為は有形力の行使そのもので、暴行の故意があったことは明らかであって、仮に松下の提出文書に即時抗告申立書が含まれているとしても、暴行の故意の存在が否定されるものではない。(註——驚くべき詭弁である。仮に含まれているとしても)と認めざるをえない位置に追いつめられているのに、松下の表現の運動性を「暴行の故意」の範囲内におしこめていく。しかし、松下の午前一〇時一〇分ごろ、同三〇分ごろの提出行為は事実経過からみて八同一V位相であるから前者の段階でも即時抗告申立がなされており、従って前者の段階で審理は停止し、後者の生起する余地はなくなるという判断を本来しななければならないのである。「暴行の故意」を前者についても認めるのでない限り、このような詭弁は成り立たない。さらに松下の書類は裁判長に命中していないとはいえず、前記の状況の下で行われたものである以上、職務の執行を妨害するに足りるものであることは明らかである。(註——極めて一方的、権力的な「状況」認定であるが、むしろ、この事件の生成と審理に逆共闘させられている裁判官の状況が、八V闘争により妨害されているという感受の中にあることを無自覚に開示しているともいえよう。)

量刑の理由(抄)

本件は司法権行使を阻害した極めて悪質かつ大胆な犯行であることは言うまでもない①が、②本件犯行の動機も、結局のところ、③裁判所の示した判断が不満であったというにすぎない。④(註——①は論証抜きにのべられている。むしろ逆で、松下らの日常的か

つ原初的表現行為を断罪する空間性こそが転倒し解体されねばならない。②は論理を接続させずに解体している。③と④は、最終的に裁判の原則が問われている事態への恥知らずな居直りである。また、松下には、公判中の裁判官に卵を投げ付けたという本件と同種の前科があり、これらを併せ考へると、被告人兩名（註——ここまで、松下についての記述ばかりであり、前項の「弁護人らの主張に対する判断」でも、中尾には全くふれていないのに、ここで「兩名」となっていることに注目すべきである。中尾については行為について記すまでもなく、あらかじめ有罪とする姿勢であろうか。または裁判官の自覚を越えた所で、中尾の提起中尾個人ではなく、松下の「√的方法のみ」という根に値するに応えざるを得ないのであるか。）の行為は強い非難に値するといふべきであるが、兩名は監置二〇日の制裁を受け終っていること（註——その後一五日間も拘束されている）、中尾に前科前歴はなく、当公判廷で反省している旨供述しているのに、それぞれ主文掲記の量刑が相当であると判断した。（註——全く理由になっていない。松下は中尾とちがって前科があり、「反省」していないのに中尾より△軽い√刑であるのは、ある根本的うしろめたさの影響であろうか？ そそも、実刑にすべき理由をアレコレ並べ立て求刑通りの量刑をしておきながら実刑にしえないのは判決の根拠の崩壊を自白している証拠である。実刑にすれば、さらに深く△√闘争に引きずりこまれる恐怖から、司法的安定性のために、というより司法的安定性をこそやむなく猶予にしたといふべきである。）

よって主文のとおり判決する。

不可能である。
三、上告審手続の停止決定を一〇・一四刑事公判までに送達せよ。
この決定を被告人の最終意見陳述の構成要素とする。
の三点を記した。

最高裁が、形式的に上告審を終了することを阻止するために、松下は一〇・一五に最高裁へ閲覧作業に行き、行政事件の記録の表紙のすぐ下に、前記の申立書原本と高裁判決正本（原本ではない）が、最高裁のとまどいを象徴するようにはさまれているのを確認した。
記録室へ図書館で、（卵）の事件の印刷された記録（最高裁・裁判集刑集二〇七、昭和五二年一〇月一〜一月七七八〜八〇〇ページ。このような形態で国家に刊行させる楽しさ）を発見し、最高裁官僚の妨害（「社会的地位のある人しか利用できない。」等々）を突破して閲覧し騰写した。回覧し応用歓迎。なお彼らが「被告人が、このような利用をしたのは前例がない。これを前例としないこと、口外しないことを条件に今回だけ認める。」とのべていたことを批判的に開示しておく。その後、松下は重の警備体制を個のトイレを媒介に突破して最高裁の内部構造を調査した。詳細は、今後ありうるゲリラ戦の共闘者に伝えたい。帰りに正面玄関から出る時、警備の警察官らが一せいに挙手の礼をしたのは愉快であった。

昭和六〇年二月十七日（原判決紛争の一周年）付で、第三小法廷は「原審の訴訟手続ないし審理上の措置に所論の違法があるとはいえない。」として棄却の判決を出した。審理条件を無視していることや具体的理由を示さないし示えない形式性について、直ちに「一二・二二」付で、松下を含む仮装上告人団から異議し忌避

昭和六〇年一月十五日

東京地方裁判所刑事第二部

裁判長裁判官 新谷 一信

裁判官 大沢 広

裁判官 村田 渉

右は謄本である

裁判所書記官 小山 節之助

開廷前に弁護人によって準備されていた控訴申立書は、すい残しのタバコをすいつつ、そのまま提出されている。これから控訴審の追撃を開始する合図として。

人事院審理再開請求（第一次訴訟）

第八二二〇号一二二ページに連続する経過を記すと、一九八五年九月二五日付で

上告審理の条件に関する申立書

が、松下を含む仮装上告人団から第三小法廷へあてに提出された。要旨として

一、（一）昭和六〇年行（ツ）第一一三号ノ事件の原審（東京高裁第一民事部）の判決があったかどうかは、関連する刑事公判の確定まで不明である。

（二）原審の判決原本は前記の刑事事件の証拠として審理されている。

二、従って高裁の訴訟記録の最高裁への送付や最高裁による審理は

申立書を第三小法廷気付大法廷へ提出している。

人事院判定取消請求（第二次訴訟）

第八二二〇号一二三ページに連続する経過として、東京地裁第一九民事部は、松下に続く（共同訴訟）参加人忌避申立（a）が持続しているために、まだ判決期日を設定しえないままである。

一九八五・六・二二付の即時抗告申立に対して、九・六付で東京高裁第一二民事部は清水、竹中あてに棄却決定を出したが、九・三〇付で、決定を出した高裁第一二民事部への忌避（b）と特別抗告を併合して申し立て、一〇・一四付の（b）に関する申立理由書において、地裁係属事件の神戸大学闘争以降の人事院審理、第一次訴訟を含む全経過の問題点を再構成しつつ提起し（九・一〇大阪高裁判決写しを添付しているのも重要である）、これを審理しえないまま忌避制度の制裁性のみ依拠する裁判官を根底的に批判している。高裁第一三民事部は、（b）について一一・二九付で却下しているが、一二・二二付で特別抗告を申し立てているため確定せず、（a）のむこうの判決期日も未定。

国家賠償請求（第三次訴訟）

第八一〇〇号九ページに記したように、この事件は、本来、第二次訴訟に併合して提起されたのであるが、東京地裁第三六民事部へ分離されてきた。併合申立は第八二二〇号一二四ページに記した特別抗告段階のまま宙吊り状態にあり、分離公判は開始されていない。

河村処分取消請求（高裁第三六民事部）

第八二一〇号一四一五ページで第三回と第七回公判の経過を記したが、重要な補充をする。松下原案による控訴趣意書提出の後で選任された弁護士が作成した準備書面が提出され、実質的に前者が撤回された時に、むしろ処分者側が双方について反論する一六〇ページにわたる答弁書を四ヶ月かけて第五回公判（八五・一・二四）に提出し、そのうっしは更に七ヶ月後、第八回公判（九・三二）に参加した竹中さんを通じて、はじめて私たちの眼にふれた。その内容は、弁護士作成文書よりも、控訴趣意書、とくに添付した河村氏の一二枚の陳述書への全力的反論として展開されており、当局からみた関東学院大闘争史といえるものである。詳細は回覧して確認していただきたいが、特徴的な事項を一つだけ指摘する。

河村氏は陳述書三項目の第一六項で、自分の息子が急死した時（七一年七月）の葬儀の場で全共闘学生に出会うまで、自分はかれらから敵対的存在とみなされていると考えていた、という趣旨のことを記している。これは、例えば東京理科大の宮内氏に対する処分理由に研究室を全共闘学生に使用させたことが含まれるが、実際には学生らによる宮内氏への批判として研究室占拠が開始されたという事態にも対応し、関係性としての正確さを帯びている。しかもこの場合に重要なのは、息子の死を契機として学生や岡本氏（処分者）とある存在的な連帯感の根拠を深めていく河村氏が、学生を緊急措置要綱により処分した岡本氏に対し、葬儀の原風景の情念の深さから抗議し、授業ボイコットしていくという内的ドラマの展開であ

る。このことを松下原案の控訴趣意書は重要なテーマの一つとして上げていたが、弁護士の文書はふれていなかった。ところが、処分者側は、この個所に注目し、河村氏は葬儀前から全共闘を支持していたから、この主張は偽りである、と反論している。たとえ、六〇年安保の闘争者でも、六九〇年の大学闘争においては関係性として秩序に加担せざるをえなかったこと、その苦痛を、息子の死を媒介して闘争へ解放しようとしたことに含まれる根源性に、大学側代理人（もしかしたら河村氏の代理人や支援者の一部さえ）は気付くうとしない。これに対して闘うことが、河村氏の情念自体の現段階における対象化と止揚の作業と共に必要であろう。

一九八五年九月三日（第八回公判）

六月三日に死亡した被控訴人・岡本 正 正について被控訴人・関東学院の代理人弁護士でもある本多、安江は、この日付で上申書を提出し、河村氏側が岡本に対する訴を取り下げるように勧告してほしい、そうでないと自分たちは辞任し、公判は中断することになる、と恫喝した。河村氏は、岡本氏のみが八敵Vであり、家族を被控訴人としての訴訟に引きこむわけにいかない、と判断して、取り下げに応じ、それはいかにも河村氏らしい配慮であるが、しかし、処分が河村氏の（死者を含む）家族にかかわり、岡本氏の生活史と発想の振幅が戦前と戦後の家と共同性の根拠にかかわっている以上、取り下げるべきではなかったと私たちは考える。なお、このテーマの把握は、第八二一〇号一五ページに記したRB三〇二の坂本氏の家族に関する河村氏の把握と併合して論じる必要のあることも付記しておく。

法廷では、七二年三月段階に河村氏をキューバへ留学という形で闘争から隔離しようとする岡本らが策謀した時の使い走りをした小西証人（当時、文学部助教）の証言がおこなわれた。かれは、控訴人側提出の書証（三好四郎の電話番号を記した紙片）をみて自分の筆跡であることは認めつつも、三好氏を媒介する策謀については、あまいにばかした。（註——事態の本質的経過は、五月三日の会通信第二四号九ページ参照）しかし、処分段階の闘は光をあてられはじめた。キューバのテーマは、控訴趣意書の松下原案にはあったが、支援者による清書と提出過程で、他の諸テーマと共に消滅していたのである（第八一〇〇号一ページ参照）。かろうじて河村氏の陳述書にかきとめられていたキューバのテーマに処分者側が反論したために前面に出現してきている。なお竹中さんは、三好氏との二度にわたる自主ゼミをくぐって、自己史の対象化の深さで報告書を作成し、公判や打合せ会議に参加してきた。

一九八五年二月二日（第九回公判）

処分段階で工学部教授であった西尾証人の証言がおこなわれた。（当事者双方の申請）

かれは七三年七月段階までは、組合書記長としての経歴からも岡本と河村氏の調停役をとめていたが、七三・七・六付の河村氏の提訴（教学権確認）により調停を停止し、岡本による解雇処分を放置し追認していった人物である。この日は裁判提訴を処分理由とした経過が証人の逃げ腰にもかかわらず明確になっており、裁判所の判断が注目される。法廷には、中尾さんの他に竹中さん、まいちゃんが共に参加した。今回は八六年四月二四日。

なお、代理人弁護士（石田、近藤）は、証人に対して河村氏から質問することも毎回とめて、できれば和解にもちこもうとしている。この方針は、「意地で裁判をやっているのだから金はいらない」とする河村氏の発想とズレをもつのであるが、河村氏が裁判の出発点である解雇のみならず、現在の生活と職業意識を解体する方向を含めて対象化しつつ、裁判へ応用していくことによってしか、この公判の限界は突破しえないのではないかと感じられる。

△京都▽地裁

京大A三六七を媒介する裁判過程は、これまでの構成によって再確認すると、

α——一九八三年三月三十一日付の（自主ゼミ）実行委員会からの仮処分申請による審尋と決定

β——一九八三年七月十九日付の国からの占有移転禁止仮処分申請を認めた七月二十二日付の決定に対する異議申立によって開始されている公判

γ——一九八三年八月二十五日付の国からの明渡請求によって開始されている公判

が基本軸であった。（自主ゼミ）実行委のα提起によってβとγが生起してきた意味については、第八八〇号二ページ、第八九〇号一八ページ等に記した通りである。それぞれ後述するように現在も審理が持続しているが、一九八五年一月二十八日のγ（本訴）の判決強行と二月一日の強制執行を媒介して裁判過程に大きい質的な変化が生じている。この変化に対応する自主ゼミ側（βとγの五名以外を中心とする。）の新たな申立による展開の総体（これまでの五名によるものも含む。）を過渡的にδ裁判過程としておく。

δとαは、βとγが国の申立を契機として出現しているのに対して、自主ゼミ側の申立による裁判過程であるという共通性をもつが、δの重要性は、むしろ、αとβとγの裁判過程を総体として対象化する位置にあるといえる。

各系列の経過にふれる前に、A三六七裁判過程総体の特性について最低限、次の点を指摘しておきたい。

一、刑事裁判が、身体を拘束し、その度合だけ一応は公開の手續に従っておこなわれ、私たちの対応や記述も、それに逆共闘されつつ一定の具体性を獲得しうるのに対し、民事裁判の枠内にあるA三六七系の、しかも、こちらから申し立てる場合には、このような条件がなく、申立の持続を支える根拠は自ら創出していく他はない。これは、形式的かつ一方的な裁判所の殆ど法廷を媒介しない対応と相乗されて、時として八虚しさVとしても申立主体に襲いかかるのであるが、それに耐えつつ慣性的対応を対象化していく過程で自己にかかわる状況の本質が思いがけない形で視えてくることがあり、さまざまの応用可能性をもっている。

二、同じ空間性を媒介する民事裁判でも、神戸大A四三〇研究室や、岡山大宿舎R B三〇二の場合と異なる特性は、これまでの身分上の既得権がない空間の占拠がテーマになっていること、しかも、大学闘争の可視的な高揚がすぎでドソ底に至った時期に、任意の人の使用可能な空間として設定された経過がテーマの基本にあることである。あらゆる既得権や職業や既成の関係性から排除されつつある者たちが、最も擬制的な反体制運動の拠点（少くともタテ前だけの自主ゼミ制度や進歩的教官を温存しうる意味において）である大学内部に、これまでの十数年および、これからの十数年の状況のくぐり方を全て検証してしまおうほどの楔をうちこんだ裁判過程であるといえる。

三、大学闘争に関する多彩な表現資料の集積空間、自主ゼミの討論と生活の場としての重要性が、強制執行により圧殺されている以

上に、裁判を含む活動へのかかわり方が、一九八四・一二・一七以降の松下らの長期勾留中に質的に大きい変化を受けてきた、その意味の対象化と転倒を不可避とする位置にA三六七をあらしめてきた関係性こそが、裁判過程を（も）永続化させているのである。

このような把握をふまえて各系列の展開を次に素描してみる。

α 第一次仮処分申請

一九八三年三月三十一日付の申請（および、その後の参加申立）に対する一九八三年七月八日付の却下決定に関して現在も最高裁に対する n 次の特別抗告が持続している。

前号との連続でいうと、仮処分申請（A）は八五・一二・一九却下に對し、一二・三二の付の第五次、審理条件に関する忌避（B）については、一九八四・一〇・六の付の第三次というズレがあり、ズレ自体が最高裁の対応のしきれなさを示すのであるが、本質的な指摘をすると、（A）についての n 次の抗告は問題にむき合えない裁判所に対して空間的に展開され、（B）についての n 次の抗告は裁判所の問題の扱い方に関して時間的に展開されているという位相である。（A）は任意の必然的申立に応用しうる。

（B）の応用は、（B）自体の空間的展開、（B）の扱い方の時間的展開としてA三六七裁判のβ、γ、 ι においてさらに深化していくが、その出発点がαの（A）との関連に存在することに、あらためて注目していただきたい。

β 仮処分異議申立公判

昭和五八年七月十九日付でA三六七に関して国がおこなった占有移転禁止の仮処分申請に対して七月二十二日付で認める決定が出され、被申請人（松下を含む五名）からの異議申立により、公判が八回開かれてきたが、一九八五年二月二十七日の判決公判は延期されたまま期日未定。

裁判官（永室）に対する忌避に関して第八一二V号に連続して記すと、松下は、一九八五・六・一四の付の第二次特別抗告をおこなっているが、まだ決定は出ていない。この抗告では、A三六七仮処分封印紙片の破棄について、また松下の無限勾留による抗告権持続について最高裁ではなく、大阪高裁第七民事部の判断がない限り、決定や最高裁への移送がなしえないことを主張しているため、高裁が判断不可能性に自己拘束していると想定できる。

浜本さんの忌避に関して、一九八五・六・二六の付で、六・一〇決定（最高裁ではなく大阪高裁第七民事部が特別抗告と一方的にみなして却下）に対する異議及び裁判のやり直し申立がおこなわれた。この申立を高裁が一方的に移送したので、最高裁第三小法廷は七・一八付で却下。これに対して異議と特別抗告し、八・七の付の申立理由書で高裁による再審を要求したにもかかわらず、九・一二付で却下（第三小法廷）。九・二六の付の大法廷あて異議と再審申立についての反応はまだない。

ここで註を加えると、これらの忌避によって判決公判の期日が未定になっているというよりは、忌避についてのテーマとかかわりな

く判決を強行する必然が裁判所の側に乏しいという背景に注目すべきである。というのは、 r （本訴）の場合には判決強制執行により、A三六七を現実に逆封鎖するために忌避を却下し、ないし忌避を無視して判決を急ぐ必要があったのに比して、 β の場合は、すでに最初の契機である仮処分決定が国に有利に出されている上に、 r の経過によって、現実的かつ物理的にA三六七の逆封鎖が進行しているため、 β の判決を急がなければならない理由は少いのである。この時、私たちに逆に問われるテーマは、判決公判阻止という現実性からズレることをしられている忌避を含む申立を持続する内在的根拠は何か、ということである。原則的には、裁判闘争のどの申立系列においても現実的效果とズレさせられたところで n 次の申立を（ n 次の棄却や却下決定への反撃として）持続していくとして、それ以上の意味を、A三六七空間を媒介するテーマとの関係で、どのように創出するか、ということである。権力による既成事実と過去の時間性への依拠を転倒することは可能か、といいかえてもよい。

Y 明渡請求本訴

前項の最後に記したことは、 r および β において、より深刻に問われている。第八二二V号二二二五ページに連続しつつ、まず忌避の構造についてのべると、

一九八三年一月一八日の公判における松下によるもの（1）と、忌避を申し立てていない坂本、鈴木を申し立てたとする決定に対する反撃（1'）、（1''）

一九八四年一月二三日付の鈴木への真正のV忌避申立（2）

却下決定の

のない却下決定を送達してきたので、日付記入のない異議および特別抗告申立書を九月二日に最高裁へ発送すると共に、高裁第三民事部を忌避（ b_3 ）。最高裁は九・二二発送文書を一〇・五付で移送（これは申立人の八時間V獲得プランに組みこまれていた）。送達は一一・二であった。ところが、権力の時間性独占により、申立人が一一・六付で特別抗告をおこなう前の一〇・二二付で高裁第三民事部は（ b_2 ）について却下決定を出し、これを前提として高裁第七民事部は（ b_1 ）について一一・二〇付で却下命令を出したので、竹中さんは一一・一〇付と一一・二二付で異議と特別抗告を申し立てつつ、あらためて第七、第三民事部への忌避（ b_2 ）、（ b_3 ）をおこなった。これにより、 r 忌避は竹中さんの系列についてのみ考えた場合でも、すでに（ a ）への決定を不可能にし、審判機構をマヒさせることになった。あせった裁判所の怒りが一一・二五付の r 判決期日（一一・二八）設定の一つの要因になっていくのであろう。（坂本、浜本両氏の忌避の n 次性への怒りと相乗化されて。）なりふりかまわない高裁第四民事部は（ a ）について一一・一七付で八非V法的な却下命令を出した。送達は三月に入ってからで、一一・三一付で異議と特別抗告と第四民事部への忌避（ b_4 ）を併合的に申し立て。七・一〇付で高裁第一〇民事部が「主張自体が忌避事由とならない」という自らの解体を開示する一行で却下決定。一一・二五付で特別抗告を申し立てているが、現在まで反応はない。

（4）に関しては、忌避（ a ）と、忌避審理条件についての忌避（ b ）が、 a の項でのべたような方向で無制限をもって増幅しているので、個々の審理の構造は別紙リストで示す（希望者には配

同年五月三〇日付の（竹中未知と千恵子）の参加し忌避および弁論再開申立（3）

同年五月三一日付の坂本の忌避申立（4）

同年六月一日付の浜本の忌避申立（5）

一九八五年一月二四日付の松下の忌避申立（6）

同年一月二六日付の（竹中みなと千恵子）の共同訴訟参加し忌避申立（7）

同年一月二八日付の鈴木そのの忌避申立（8）がある。

（1）と（1'）に関しては、最高裁は死の沈黙を守っており、第八十V号一九二〇ページ参照。

（1''）に関しては、第八十V号二〇ページ以降の連続で記すと、

一九八四・七・七付の再審請求に対して九・二〇付で却下決定。（大阪高裁第七民事部）と九・二六付の特別抗告申立と、

一一〇・二六付の理由書（序）に対して現在まで反応なし。

（2）に関しては、第八十V号二二ページの連続で記すと、

昭和五九年一〇月一五日付の却下決定（第一小法廷）に対する

一一・七付の第二次特別抗告には受理通知なし。

（3）に関しては、第八十V号二二二三ページの連続で記すと、

京都地裁あて忌避（ a ）却下への即時抗告の他に、即時抗告を担当する大阪高裁第六民事部への忌避（ b_1 ）と、（ b_1 ）に同高裁第七民事部が関与することへの忌避（ b_2 ）、さらに最高裁判例や空洞化した忌避制度の下で最終審として機能している高裁の状況への忌避（ b_n ）が一九八四・八・一一八付でおこなわれているのが特徴的である。

（ b_2 ）については高裁第三民事部が、九月に入ってから日付記入

布）ことにする。

第八二二V号二二二ページでものべた方法的根拠にはんろうされている個々の裁判官は忌避審理条件（ b ）についての申立群に対して時々、思い出したように、かつ必死で時期はずれの却下決定を現在も、これからも出し続けねばならず、それはそれで一つの最終性の風景でもあるのだが、ここでは忌避の軸である、京都地裁第四民事部に対する忌避（ a ）却下と即時抗告後の経過を第八二二V号二三ページに連続して記す。昭和六〇年六月二一日付で大阪高裁第九民事部が棄却決定。一一・一六付で特別抗告申立。（第九民事部への忌避と抗告審やり直しを併合的に申し立て）その後、関連する書記官忌避事件との併合審理申立を一一・三〇付でおこなっているが、 r 書記官忌避についてのみ一〇・一七付で却下決定（第一小法廷）が出たので一一〇・三〇付で第二次の特別抗告中。 r 裁判官忌避については現在まで特別抗告に関する決定は宙吊られている。

（5）に関しては、（4）と同位相の特性があるが、（ a ）系については一九八五・一・四付の即時抗告に対して二・一九付で棄却決定（大阪高裁第八民事部）が出され、これに対して一一・三八付で異議と申立。その後、現在まで裁判所の対応はない。（ b ）系との関連でも判断し対応機能が停止し解体している証拠であるともいえる。

（6）に関しては、第八十V号二三三ページとの連続で記すと一一・二五付の補正命令（印紙九百円）に対して、一一・二五付で、これまでの忌避に際しては基本的に三〇〇円であったことを指摘し、忌避申立（ a ）と、審理条件忌避（ b ）の双方の費用の関連につ

いて求釈明する申立書を大阪拘置所から提出したが、二・一三付で京都地裁第三民事部は却下命令。これに対して二・一八付で即時抗告をおこない、六・五付の棄却決定（大阪高裁第九民事部）に対してさらに六・一〇付で特別抗告。この後で送られてきた補正命令等（印紙一、八〇〇円、切手三、五〇〇円）に対して七・五付で訴訟救助の申立を、東京大阪の長期勾留による収入の減少、公判費用の増大との関連でおこなったところ、現段階まで審理は宙吊られている。

(7) に関しては、第八十V号二三ページとの連続で記すと、一九八五・一・二六付の共同訴訟参加し忌避申立に対して、ずっと宙吊り状態が持続したが、六・二八付で京都地裁第四民事部（石田、小山、大西）が参加申出却下判決を出した。（昭和六〇年(ワ)第一五〇号）理由は参加理由、印紙の提出について補正命令に応じなかった、というものであるが、これは(3)の経過において対裁判所の n 重の忌避理由の追求過程で送達未開封や受取の遅れ等により具体的な提出の前提条件の形成が裁判所によって阻止されていたことの責任を申立人におしつけているにすぎない。これに対して七・三〇付で控訴の申立。なお、この申立書には指印のみで捺印がなされていないが、その理由として二・一強制執行に際して印鑑が留置されたためであることが記されている。一一・二五付で大阪高裁第六民事部が参加についての控訴却下命令を出したので一二・二二付で特別抗告。注目すべきは(3)が竹中未知、(7)が竹中みなの参加し忌避の試みであることで、今後さらに竹中とき、まいによる参加し忌避の試みが、各段階の成果を応じて展開可能なことを示唆していることと、反

δ 強制執行を媒介する裁判過程

δという系列の意味については一七ページに記したが、念のため補充すると、自主ゼミ側の申立によるとはいえ、 α と β と γ 系の忌避は、それぞれの系列に含まれるから、ここでは、A三六七強制執行を媒介する裁判過程をさしていることを、あらためて強調する。強制執行は γ 判決を条件とするから、 δ を γ とよんでもいいのであるが、例外として、 β 仮処分決定の執行に対する八三・九・二二以降の松下による執行抗告があり、 δ の前史的試みといえる。（第八九V号二〇と二一ページ、第八十V号一八ページ参照）これについては執行時の封印の自主管理と β 忌避審理条件が戦略的に統一されているため、裁判所は現在まで判断を放棄（封印「破棄」承認を含む）している。

また、八三年一二月段階の γ 判決強行可能性との関連で、すでに第三者異議や証拠保全請求がおこなわれていたので、これも δ の系列に含め、次のように経過を把握しておく。

★1 執行前第三者異議

γ 被告五名以外の永里、山本、中尾、根本、高尾の五名がすでに一九八三年末までに、この申立の原本をA三六七におき、いつでも提出可能な状態にあったが、まず、永里氏が一九八三・一二・一五付で、翌日の γ 判決阻止のためにも提出した。これに対して二度の求釈明にもかかわらず裁判所（ β 担当裁判官・宮地）は決定を出そうとしないので視えにくくなっているが、本来、この申立系列

撃の時間性を規定枠内にとどめず一・一三控訴審開始を解体する

一・一八し忌避位相の異議として出現させていることである。

(8) に関しては、第八十V号二三ページに記載がないが、一・二八に提出され、昭和六〇年二月一三日付で京都地裁第三民事部が却下決定。これに対して、一三・二二付で δ 異議し即時抗告 γ 申立。以後の反応はなし。

忌避の構造の複雑さに、私たちを含めて読者はたじろぐであろうし、なぜ、ここまでおこなわねばならないか、という疑念も生じうるであろう。しかし基本は、権力の壁に対する、さらにそれ以上の何かに対する不可避の試みであり、今このようにしてテーマ展開の時 \parallel 空間をつくり出すことをしいられている困難さを、どのように全く δ 別の γ たたかいに応用しうるか、という主体内根拠の波動を共有していただきたい。

さて、忌避過程という垂直審理のみならず、一九八五・一・二八 γ 判決強行後の判決文内容を媒介する本来の審理の進行についても確認しておかねばならない。

判決直後に提出されたし控訴し申立書については、他の裁判例と比較して異常に長期間の宙吊り期間をへたのち、昭和六〇年一〇月二五日付で、同六〇年（ネ）第一七八号事件としての第一回口頭弁論期日を昭和六一年一月一日とする呼出状がとどいている。（大阪高裁第六民事部、第一〇〇七号法廷）この控訴審において γ 過程のみならず、A三六七系の総体で提起されたテーマ群が、再び大阪高裁を占拠していくのは確実である。

は時間差攻撃の原初形態の意味を潜在させており、また、強制執行前の時間性への楔としても構想されていた。

★2 執行前証拠保全請求

一九八三・一二・一五付で鈴木さんが β 、 γ 審理担当部へ併合的に申立をし、永里氏も一九八四・一・三一付で前記の第三者異議の運動性と併合して申立をしており、その経過は第八十V号一八と一九ページに記した。

永里氏に関しては一九八四・一〇・一付のし特別抗告し申立理由書の提出後、一一・一五付で第一小法廷が却下決定。一一・一七付の（第二次）特別抗告に対して昭和六〇年四月一八日付で却下決定（第一小法廷）。これに対して一四・二二付で大法廷あてに（第三次）特別抗告と各小法廷忌避がなされているが、一二・一九付で却下決定。

鈴木さんに関しては、二つの系列の特別抗告に対して昭和五九年九月二七日付で第三小法廷がそれぞれ却下決定。一〇・一六付で統一的に（第二次）特別抗告。一一・一五付で理由書（序）提出。現在まで反応なし。あっても確認が困難な状態にある。

なお、これらの証拠保全申立を第一と二次とすると、それ以前に第十付の東京地裁あてのものであり、それは松下のし一九八二・九・大A四三〇について併合的になされているが、民事第一九部は、ひたすら審理から逃亡している。（第八七V号一六ページ参照）

以上の把握をへて、8の八五年以降の申立系列について記す。順序は申立の日付順を基本としている。

***1 強制執行停止申立**

(松下、竹中、鈴木、坂本、浜本)

- 一九八五年一月二八日付で一・二九提出(二・一六に補充書)
- 二月四日 執行の終了により申立の利益が消滅したとして却下決定(大阪高裁第六民事部 昭和六〇年(ワ)第六三〇号)
- 二月一六日 異議申立(執行が終了していない証拠として、窓に存在し続ける、永続し、深化する大学闘争の写真等を添付)
- 五月二八日 却下命令(高裁第六民事部) 特別抗告扱いで。
- 六月一七日 浜本から即時抗告(電文)
- 六月一八日 抗告理由書(受理補正命令の違法性批判)
- 九月二六日 特別抗告として却下決定(高裁第六民事部)
- 一〇月二日 異議申立書(全過程の違法性批判)

***2 執行異議(永里)**

- 一九八五年一月二八日 異議申立書(★1、2との関連)
- 二月一日 却下決定(京都地裁第五民事部宮地 昭和六〇年(ワ)六一号) 申立人を除外した判決は適法とする。
- 二月一四日 即時抗告申立
- 三月二六日 却下決定(大阪高裁第八民事部) 即時抗告も執行抗告もできない、とする。
- 四月一六日 特別抗告申立 六月四日 理由書
- 九月二七日 棄却決定(第二小法廷) 多くの判例に言及している。

一〇月八日 大法廷あてに特別抗告と忌避申立

***3 仮処分申請(永里)**

- 一九八五年一月二八日 仮処分申請書(占有権の主張)
- 二月一日 昭和六〇年(ワ)第四二号事件として京都地裁・宮地から釈明(要求)書(占有の権限などについて。)
- 二月一日 仮処分申請補充書(序)と釈明書(一八三・一二・五の付の松下の釈明書うつし等を添付。第八九号一九一〇ページ参照)
- 二月二日 却下決定(申立人の占有は不法)
- 三月五日 即時抗告申立書(予断の批判)
- 四月一五日 棄却決定(大阪高裁第八民事部)
- 四月二八日 特別抗告申立書(第一小法廷忌避)
- 五月一四日 申立理由書(真の当事者性の主張)
- 七月八日 却下決定(第二小法廷)(特別抗告理由はない。)
- 七月二二日 (第二次) 特別抗告(大法廷あて)
- 九月九日 却下決定(第二小法廷)(再度の申立はできない。)
- 九月二三日 (第三次) 特別抗告(強制執行停止に関する特別抗告と併合要求)

***4 第三者異議(山本、高尾)**

- 一九八五年一月二八日 第三者異議申立書
- 一月三十一日 強制執行停止決定の申立
- 二月五日 補正命令(請求の趣旨と原因)
- 二月二日 訴状の補正並びに強制執行停止決定申立補充書

注目したい。

***5 第三者異議(中尾)**

- 一月二八日 東京拘置所から京大教養部あてに電報で、第三者異議をおこないつつあるから執行を待つよう要求。
- 数日後、日付をあげた申立書を自主ゼミ参加者経由で提出を試みたが未提出。
- 三月二九日付で自主ゼミ参加者経由で第三者異議申立書および(竹中みなし)共同訴訟参加申立への補助参加表現(序)の提出を試みたが未提出。

★もそうであるが、文書の媒介的提出が宙吊られている意味の対象化が必要と思われる。さらに、★の段階で準備された文書の未活用や、8系総体についてA三六七にかかわる各主体のとりくみ方のズレの対象化も。(ただし、文書の作成と提出を先験的にプラスとみてはいない。)

***6 強制執行停止申立(永里)**

- 一九八五年一月三十一日 申立書
- 二月二日 却下決定(京都地裁・宮地 昭和六〇年(ワ)第一九一号) 執行は終了し、申立の対象にならないとする。
- 三月三日 即時抗告申立(執行対象の誤り批判)
- 六月二日 棄却決定(大阪高裁第九民事部)
- 七月二日 特別抗告申立(第一、二小法廷を忌避)
- 八月一日 申立理由書(執行未終了の疎明資料として★の

- 四月二二日 昭和六〇年(ワ)第一四九号事件として第一回公判(京都地裁第二民事部・矢代)この日付で原告から証拠調請求書(A三六七に関連する全証拠と証人を包括したもの)被告(国)から答弁書(一・二八判決うつし等を書証提出)高尾氏から共同訴訟参加申立書
- 裁判官は、いきなり結審したので忌避申立(山本)
- 四月一五日 忌避申立補充書(序)並びに口頭弁論再開申立書
- 並びに証拠調請求書(統)——(連名)
- 四月二六日 第二回公判(延期)
- 五月三日 忌避申立却下決定(山本について)
- 六月三日 即時抗告申立書(連名)
- 口頭弁論調書に関する異議申立書(連名)
- 七月八日 即時抗告棄却決定(山本について大阪高裁第八民事部)
- 七月二八日 特別抗告申立書
- 八月九日 強制執行停止について却下決定(京都地裁からの送達は一・二九)一・二六判決との関連か?
- 八月三十一日 申立理由書
- 一〇月二日 却下決定(第二小法廷)
- 一〇月二八日 (第二次) 特別抗告申立書(大法廷あて)
- 十一月二六日 第三回公判 参加人(高尾)からの忌避申立の余裕も与えず判決言渡(訴と参加のそれぞれを却下)
- 十二月一七日 八・九却下決定に対する即時抗告申立
- 十二月二四日 一・二六判決に対する控訴申立

この系列は★と共に、公判を媒介する例外的審理であることに

二・一六申立等を添付)

九月一九日 却下決定(第三小法廷)

九月二三日) 大法廷)あて)特別抗告)申立(小法廷の忌避と、仮処分申請に関する特別抗告の併合要求)

一〇月二四日 却下決定(第三小法廷)

一〇月二八日) 九・二三)申立に持続する)ⅡⅤ

十一月九日 一〇・二四決定の送達費用について納入告知書

十一月一九日) 異議)申立書(納入済み)

*7 留置された物品に関する提起

昭和六〇年二月一日 A三六七に関する強制執行と物品の留置

二月十五日 rの五被告に対して受領しない場合は売却するとい

う通知書(昭和六〇年執口第一六一二〇号)

二月二一日) 松下から受領に関する申立書(第八一三V号三

三ページ参照。なお、松下がδ系の*₁₁、*₁₂で自ら記した文書は

これのみである。この) V性のゆえにA三六七に関する全裁

判過程の分水嶺をも視ている、といえるが……)

二月二二日 物件(ほぼ全部の)引き渡し要求書(山本)

同日 売却禁止申立書(高尾——三千数百枚の作品「石の枕」、

千枚以上の作品「冬の景色」に関して)

二月二五日 物品の異動に対する異議(八木——これ以外に八木

氏は二・二七付で*₁₁に関して在学中の制度としての自主ゼミ体

験からA三六七を論じる報告書を提出している。)

それぞれ現在まで反応がないが、反応のなさを転倒していく媒

介として、より広い領域で提起は生き続けている。

(二)なお、この申立では、大阪高裁各民事部が扱うことへの忌避(最高裁が即時抗告審の質で判断することから)がおこなわれている。

*9 執行異議(中尾)

二・二二)付の鈴木さんあての東京拘置所からの手紙に執行に

対する異議申立書を同封し、検討)提出を委託したが、民法二

四条の仮住所を札幌の根本健司方とした(八四・一一・一五大

阪高裁証言段階の旅費日当請求出発地)ことへの異和などもあ

ってか、提出は宙吊り。

二・二二)付で藤岡執行官あてに求釈明ならびに要請。現在ま

で反応なし。

*10 証拠保全申立(永里)

八三)八四年に続く第二次である。

一九八五年二月二三日) 申立書(沖縄闘争再審に言及)

三月二二日 却下決定(京都地裁・下山 昭和六〇年(三)第三三九

号) 催務者を介して入手せよという。

三月二八日) 即時抗告申立(判断の前提欠損を批判)

七月二五日 棄却決定(大阪高裁第九民事部)

八月一日) 特別抗告)申立 受理通知なし。

この項目を含めて、永里氏が一月以降おこなってきた裁判への多彩な切りこみは、刀流のきらめきを思わせる。その情念の根拠には、長期勾留によりA三六七空間の逆バリケード性と同質の空間性に拘束されている松下らへの)遠方)からの困難さを転倒した

*8 執行異議(浜本)

一九八五年二月二二日)異議)不服)申立書(この後、全物件、

記録の確認の要求を展開し、記録は三・一五に鈴木が閲覧)

二月二三日) 申立理由の追加(占有の認定方法の前例批判と

して、松下からの八四・八・三)異議)求釈明や、)九・七)求釈明うつしを添付)

三月二二日 却下決定(京都地裁第五民事部・永室 昭和六〇年

(三)第一二六号)

四月一日 電報で即時抗告

四月三日) 申立理由書

四月五日 却下決定(京都地裁・下山) 民事執行法が昭和五四年

に改悪され、即時抗告でできなくなったことに依拠。

四月二二日) 異議申立(高裁が審理せず地裁が即時抗告の規

定がないのに、即時抗告として扱い、却下していることの批判)

四月三〇日 昭和六〇年(ソ)第六号についての催告書(京都地裁

松浦書記官)

五月一三日) 執行抗告でなく異議の前提(最初の)二・二二

)申立の永室による再審か、この申立と即時抗告の大阪高裁へ

の移送)の実現後に催告されている印紙、切手を納付すると申

立

六月一八日 棄却決定(大阪高裁第八民事部)

九月四日) 異議)抗告申立理由書(一)これまでの却下の構

造、法律改変過程の批判を展開している。

九月一三日) *₁₃公判の九・六審理の批判をこめて申立理由書

い共闘の意志があったであろう。

*11 仮処分申請(山本、高尾、八木)

永里氏の第一次申請が強制執行前の占有妨害排除であるのに対し、

この第二次申請は、強制執行後の処分や占有移転等の禁止を申請

している。この時間性包囲の意味は重要である。

一九八五年二月二四日) 仮処分申請書

三月七日 却下決定(京都地裁・宮地 昭和六〇年(三)第三二二号)

三月一六日 即時抗告申立(高尾)

三月二六日 同前(山本)なお、この日付で原告からrの五人あ

てに仮装的内容証明便(*₁₂)、*₁₃の伏線として、物品か代理権を

渡してほしいと要請) 応答)なし)。

四月二二日 棄却決定(それぞれについて大阪高裁第八民事部)

五月九日 特別抗告申立(高尾)

五月一〇日) 同前(山本)

六月七日) 同前申立理由書

七月一八日 却下決定(それぞれについて第三小法廷)

七月二四日) (第二次) 特別抗告(山本) 申立

九月一九日 却下決定(第三小法廷) 再度の申立できない。

九月二八日) (第三次) 大法廷あて特別抗告申立

一〇月二四日 却下決定(第三小法廷) 前回と同文。

一〇月二八日) (第四次) 大法廷あて特別抗告申立(ここには永続的特別抗告の根拠として憲法の空洞化を固守する最高裁を、)律法)の空洞化を固守するパリサイ人批判の応用)深化として批判的に)説教)していく視点が提出されており、これ

は、ある意味で二千年間持続しうる質をもつから、一回ごとに特別抗告の根拠を全テーマの拡がりのむこうからつかみ出さざるをえない私たちに大きい示唆を与えている。

二月十九日 却下決定(第三小法廷)

一九八六年元旦(第五次) 大法廷あて特別抗告申立。ヨハネ福音書第七章二〇節や、ゲーデルの不完全性定理に言及。

★¹² 仮処分申請(山本、高尾——第二次)

山本

一九八五年五月一日(第一次) 仮処分申請書(第二次)の申請および、この段階までの各申立についての決定群をふまえて申請の根拠を深化したものの特性といふべきは被申請人に執行官・藤岡のみならず、¹¹原告五名を加えていることで、これは¹²原告と、原告以外の者を同一の立場のものとみなす裁判所の判断に対して、判断の構造を転倒していく方法であるのみならず、A三六七にかかわる主体それぞれのかかわりの根拠を再び問い直す媒介にもなりうる。

直接の反応がないため、次項を提起。その展開に対応して、二月二十七日 京都地裁第一民事部の却下決定。昭和六〇年(三)第一四一三号。裁判官(鐘尾)は申立人の被保全権利を否定しようとしつつ、論理的に解体。

★¹³ 不動産引渡請求事件(山本、高尾、永里)

一九八五年六月三日(一) 訴状(前項の仮処分申請の構造を、より包括的に具体化したもの)

七月九日 第一回公判(京都地裁第一民事部 昭和六〇年(ワ)第一

訴状に東京拘置所と制限住居を記してあったが、裁判所は拘置所へ一回送り、もどってからは何もせず実質的分離を意図？。

鈴木さんは第一回公判以後、連絡不可能。竹中さんは、情況性への判断からこの事件に限らず、裁判所からの文書は全て受取を可能な限り宙吊っていた。この日、裁判官は藤岡執行官について分離する決定を出したので、永里氏から異議と併合の申立。次回公判には浜本、坂本の二被告からも同位相の申立。

閉廷後の御幸町教会の会議室の自主ゼミには、原告三名の他に八木氏、中尾さん、浜本さん、高尾紀代さんも参加。松下は後半に鈴木さん、根本氏が現われる前に退席。(二人が提起に応えるまで出会う条件がないため)その後、鈴木さん達は、れい君のいる岡山へ向かい、七月末以降の住居移転を諭とするn年間の自己史対象化作業を少しずつ開始する姿勢をみせはじめた。

一月二二日(第四回公判)この日に提出された原告三名の訴状の補充書(続)は、物品の所有権と占有権(所持)、全関係者との関連等について集合論を応用して提起しているため、裁判官も早期結審を強行しにくくなっている。閉廷後の勤労会館の会議室の自主ゼミには、原告三名の他に高尾紀代さん、浜本さん、鈴木さん、松下が参加し、この討論は翌日からの岡山大学祭へ持統された。鈴木さんは、幻想論を媒介する松下の批判的提起に比べて、これまでの数ヶ月の八行方不明V性の水準を飛翔させかけたが、一一・二五と再び連絡をとれない状態で巡礼中。なお、松下には一一・二五に八やっつとV次回期日・二二の呼出状が送達されている。竹中さんにはまだ送達不能。

一〇七号)

坂本、浜本から答弁書提出。それぞれ原告の主張を認め、執行受領方法の国による違法性を批判している。法廷には原告三名と被告の藤岡や浜本、鈴木が出頭したが、坂本と、呼出未了の松下、竹中は不出頭。法廷には八木氏、れい君も参加し、閉廷後A三六七の逆パレード前の廊下等を検証した。

九月六日(第二回公判) 裁判官(杉本)から原告に対し、動産の特定、所有権、請求権について釈明。原告三名と被告のうち藤岡、浜本が出廷。法廷には八木氏、根本氏、れい君、高尾紀代さんも参加。閉廷後には松下が商工会議所会議室に設定した自主ゼミが開かれた。¹³の公判は裁判過程のみならず、その前後の自主ゼミが重要な意味をもち、とりわけ今回は、七月三〇日以降、京都から札幌へ消えた鈴木さんやれい君に関する討論が、A三六七のみならず、一九七〇年代の全生活と闘争過程の検証の深さで開始された。根本氏に八放置Vされたれい君は岡山へ。

九月三〇日(一) 訴状と補充書一序(永里)

一〇月一日 訴状の補正(高尾)

一〇月一日(一) 訴状の補正と補充(山本)それぞれ裁判官の釈明に應じる形でA三六七にある物品の關係性を開示しており、A三六七空間が逆封鎖されようとも、無数の物品の前史と後史にかかわる全てのかかわりが無限に連鎖するパレード性を獲得し共有しつつあることを示している。

一〇月一八日(第三回公判) 期日呼出の送達について裁判官は松下、鈴木、竹中についてとどかない理由をたずねた。(松下は

ここまでA三六七系の裁判過程を記してきて、記述過程を含む全表現群に関して次のように註をしておきたい。

ここに記した構成は一つの視点からのものにすぎず、各申立主体によって誤記、見落した文書やテーマの訂正と補充を含めて再構成していく素材である。

本来、各申立主体によって、それぞれの提出表現と註を掲載するハバンフVを刊行し、それを総体として把握する場を創出することが最もよい。

その場合、いうまでもないが、表現群および関連するテーマの対象化と開示の方法は、A三六七を媒介する諸テーマへのかかわりの対象化と飛翔の方法としても実現されていかねばならない。また、この方法は、対裁判所の闘争が八ないV場合に展開しうる具体的闘争(さらに全生活過程の変革)を対等の比重で設定しつつ展開されるべきである。それが、いかに困難にみえようとも、この作業の具体化、少くとも、その困難さの感觸の他者との共有の試みは、動かしたいものに視える国家を含む各幻想領域総体の変革に至る前提の一つであると思われる。この作業の水圧をくぐって、この通信の記述のむこうに潜在しているヴィジョンが、全く新しい様相で表出されてくることを私たちのみならず(A三六七)の未知の占拠者が期待している。このことは、裁判や文書など、どうでもいい、この空間に火をつけて、どこかの宇宙へとび散りたい、というある夕暮の対的情念からも、強制執行の朝の前にして、ひたすら尿意に耐えて、ささいな八無関係Vな事柄について語り合った幼い子どもたちの唇の震えからも、期日や提起の到達不可能性や極限的八虚しさVの向こうのくからも立証可能である。

△岡山▽地裁

α 懲戒免職処分取消請求（第二民事部）

一九八五年九月二五日（第四二回）

この日付で原告側から準備書面を提出し、その中で本件の争点が、これまでの裁過過程の確認により

(一) 処分審査と処分手続

(二) 処分理由の有無と当否

(三) 評議会が実質的に審査をしたかどうか

であり、(一)について松下証人ら、(二)について浜本、萩原証人らを予定していると述べ、(三)についてまだ被告（岡山大学長）側の立証がすすんでいないにもかかわらず結審を急ぐ訴訟指揮を批判している。

論理的に応答しえずに、あせった裁判長（白石）は、(三)について判断せずに(一)、(二)についての本人尋問を職権でおこなおうとしたので、次回（二二・四）の日付で原告のプランにより代理人弁護士（河原）が忌避申立を第二民事部裁判官全員（R・B・A公判も担当している。）に対しておこない、同時に忌避審理に第一民事部（R・B・β公判と原R・B公判も担当し一一・一二付で忌避されている。）が関与することも忌避し、R・B公判の総体性からみても訴訟指揮がきびしく問われることになった。

第三民事部は二二・一三付で（α）、（原）のそれぞれの忌避申立を却下したが、二二・二〇付で即時抗告中。ここでは最高裁判例

た。しかし被告側の水準をはるかに越えたところで視えてきているβ公判の真のテーマは、形式上の変更の背後にある対々家族のテーマの情況的対象化であることを付記する。

一九八五年一〇月二九日（第一〇回）

前回の岸本証人への主尋問の続きの後、原告の坂本氏から大西証人への反対尋問開始。昭和五六年一〇月一日付の坂本秋子からの保護変更申請書の内容や原告への開示方法について福祉事務所側の責任追求が展開され、裁判長は時間制限しようとしたが次回に続行されることになった。なお、裁判長は、もう一人の原告（浜本）からの反対尋問の時間について配慮していない点を批判され、明確な対応をしないまま閉廷。

Υ 住宅扶助申請却下裁決取消請求（第二民事部）

第八八V号一九ページには、八三年段階以降の住宅扶助申請（第

一次）の経過を記しているが、これを更に応用する住宅扶助申請（第二次）が八四年九月一八日付で福祉事務所に対しておこなわれた。

即ち、坂本氏が七七年二月に生活保護の支給をうけて以降の七年半分についても住宅扶助分を追加認定せよ、というものである。この第二次申請に対しては、第一次申請で争点となっていた宿舍使用料の問題（第八一二V号二七ページ参照）との関連で、昭和五九年一〇月一五付の決定（使用料相当額の法務局への委託が確認されるのみ一ヵ月さかのぼって扶助を認める。）が出された。この決定を不服とする審査請求に対して、県は昭和六〇年九月二〇日付で棄却の裁決をおこなった。

（昭和四八年一〇月八日付）が表現の構造から徹底的に批判され、ただちに判る裁判官の誤りを上級審への形式的移送でしりぞけようとする権力の時間性への鋭い批判がなされており、これまでの忌避闘争の成果の応用といえる。

β 生活保護変更決定取消請求（第一民事部）

第八一二V号二六ページのこの項の記述のうち、八四・一一・一

公判を第四回としているが、それ以前の八・三〇に第四回公判（主要な経過としては原告から準備書面で被告の審査の欠損を批判）があるもので、一一・五を第五回、次の一二・一三を第六回とする。また八五・二・二七を第六回としているが、これはA三六七β公判と重なったので延期申請し、とり消されている。この段階の松下の勾留にともなう多忙さ原資料確認作業の不足等により、第八一二V号の記載にも誤記が生じたことをお詫びと共に報告しておく。

一九八五年九月三日（第九回）

この日の公判は原R・B公判に引き続いて同じ法廷で行われた。（原）の段階で傍聴席にいた浜本さんは、（β）になってから原告席へ。（註——原R・B公判一〇・一の項の註を参照。なお、浜本さんはβ公判の最初から参加を申し立てており、参加に関する裁判なしに原告として扱われていることも示唆にとむ事実性として付記する。）

被告側の証人である岸本（県職員）、大西、和氣島（いずれも福祉事務所員）についての主尋問で、被告側は坂本秋子さんが住居を変更した経過や生保支給方法の変更した経過の立証を形式的に試み

以上は裁判過程としての動きではないが、裁判過程との深い関連での動きであり、八四・一〇・一三付の原告からの提訴以来、前記の第二次請求に対する却下審査請求棄却（一一・三付で原告から併合的提訴）までに七回の公判が開かれている（第八一二V号二六～二七ページ参照）経過からも、それは示されている。前記の棄却は、裁判過程への交差により、いかに論理的に正当なテーマを示されても、過去のn年分の自己批判的措置や、生活の実態に迫ることが行政機関にとって殆ど不可能のうちに放置されていることを明らかにしているが、それ以上に、α公判は、その構造によってαβ原を含む全R・B公判の統一的展開の媒介になっている。R・B宿舍使用料相当額の供託プランも、一見、プラス・マイナス・ゼロの金額移動に見えるとしても、その移動がR・Bの関係性の追求に共闘してしまいう効果をもつのである。

一九八五年一〇月二日（第八回）

被告側の和氣島証人（福祉事務所員）は、前述の諸点を公務員水準で追認していく証言を主尋問、反対尋問のそれぞれに対しておこなう役割を果してしまった。

一九八五年一二月一日（第九回）

被告側の岡山証人（県職員）の証言が予定されていたが、原告（坂本）が、岡山大学祭連続シンポジウムの活動等による過労のため高熱、関節痛で出廷できず公判は延期された。（註——この日は浜本さんの高松高裁公判期日でもあったが、同様に岡山大学祭連続シンポジウムの活動等による身体的条件の悪化のため延期されている。）

原RB公判(第一民事部)

第(一)二二二

十年をへて再開されているこの公判に関連する記述として、第八二〇号三六ページを(前号)二七ページと共に参照していただきたい。但し、第八二〇号で原告(国)の提訴の日付を一九七三年十一月三十日としているが、同年十月三十一日と訂正する。また、重要な補充をする。

一九七四年二月一日 第一回公判には次回公判と共に被告(坂本)は岡山事務所から出廷。二・一付で上原孝仁から第一次の補助参加申立(註——神戸大一〇九公判弁護士への解任通知を媒介するもので、現在でも画期的な意味を失っていない)。

一九七四年三月二日 第二回公判の法廷で松下が発言し強制的退廷時に参加申立(理由は三・一八大阪高裁研究室公判でのべる)が、傍聴席と原・被告席を区切る棚の上に宙吊りとなり、そのまま現在まで受理し決定の対象となっていない。(松下は四・一の一〇三刑事公判で(卵)の事件で拘束され、五・四保釈)この段階で大熊正喜、金本浩一からも参加申立。山本美恵は六・五付、片山恵子は六・二八付で申立。

一九七四年六月六日 第三回公判期日は上原被告人の神戸大一〇九公判期日でもあったが召喚されていない松下が自分の公判との併合を申し立てつつ出廷し、召喚されている上原は持続的不出頭のまま岡山地裁へ出廷し、第二次の補助参加申立書と、退廷させられてくる坂本からうけとった忌避申立書を提出した。この忌避の却下し即時抗告しにかかわる高裁々判官への忌避も試みられてい

くが、これはA三六七系の忌避の試みの原型であるといえる。これによって七・一八の判決公判(第四回)は粉碎された。その後卵裁判の弁護士(河原氏)への松下からの提起により、この事件を引きうけてもらうことになり、昭和五〇年二月十七日付で、RB三〇二明渡請求(原)をカウンター・パンチで阻止する懲戒免職処分取消請求(α)を坂本氏を原告として提出(註——河村氏の示唆もあった)すると同時に(原)の弁論再開と(α)への併合申立をおこなった。これに対し、裁判所は(原)の二・二五判決期日を取り消し弁論を再開せざるをえなくなったが、(α)の審理にのみ着手し、現段階まで十年間も審理期日を設定しえなかったのである。この十年間にRB三〇二はn次に空間性や関係性を深め、(一)闘争の拠点の一つとして存続しているのはいうまでもない。

一九八五年五月一日(第四回——再開第一回)
一九八五年七月二日(第五回——再開第二回)

の経過は第八二〇号二七ページにも記したが、前記の十年性が参加申立の軌跡という補助線によって、より鮮明に把握しうることを強調しておく。権力が時間を停止したまま十年前の参加申立に異議を申し立ててくる様相は、無自覚ではあれ、審問の場の提起としてもとらえるべきであろう。

昭和六〇年五月一〇日付の原告(国)からの上原の参加に対する異議は「申立の趣旨が支離滅裂であって意味不明」とされており、昭和四九年七月三日付の片山の参加に対する異議が「判読に堪えない程の内容で趣旨不明」としている他、殆ど同一文体であることに

驚くのであるが、現在、上原参加申立人は、これに全く反論しえていず、山本美恵(上原氏が不出頭持続による保釈取消後、神戸地裁から七四年秋に再保釈される時の身柄引受人でもあった)についても同様と想定しうる。他の参加申立の経過の総体は、現在まで把握不可能。昭和六〇年八月二日付の参加不許可決定に対して片山のみが八・二二付で即時抗告。「(異議も決定も)十年余のn次にわたるnからの審理を受けてきた参加理由に届きえていない」という趣旨の批判は重要である。九・三〇付の申立理由補充書ではRB(r)公判に関連する宿舍使用料供託に七三・五以降、RBの家族と共にかかわっていることの指摘がある。

一九八五年九月三日(第六回——再開第三回)

八・一〇付の被告(坂本)代理人弁護士(河原)提出の準備書面は、RB(α)公判の成果をふまえ、被告との打ち合せにもとづき作成され、国側の訴えを質量ともに圧倒するものであった。とくに、坂本氏が教官としての処分後も学友会(註——学生サークル連合体に相当する)総務嘱託員として勤務しているが、学友会は岡山大学長を会長とする学内機関であるから宿舍に居住権があり、七三年段階の国家公務員宿舎法による明渡請求は(借家法の原則からみて)根拠をもたない、という主張は、大きい反響をひきおこした。

一九八五年一〇月一日(第七回)

学友会の性質をめぐる前回からのテーマの他に岡山大学祭連続シンポジウムの企画主体に学生ではない学友会総務嘱託員(坂本、片山順、北原)がなれるかどうか当局と対立している経過とも重なっ

て、法廷には多くの学生や大学側職員が参加した。被告側からは、学生部発行の「学生生活案内」や学友会発行の八四総括パンフを書証として提出し、原告を追いつめた。裁判長(笠井)は、原告を救うために、学友会の性格について職権による本人尋問を次回(一・一二)におこなおうとしたので、被告の提起原案により代理人弁護士から一・一二付で忌避申立。一〇・一三付で却下されているが、一二・二〇付で即時抗告中。内容についてはαの項の最後のものと同一。

なお、片山恵子の参加については、一〇・三〇付で即時抗告が却下されたが、特別抗告確定以前であるため、第六、七回公判には出廷しうる法的条件はあったが、仮装組織論的にも原告席には不出頭のまま審理に参加していることを付記する。(註——原RB公判を担当する第一民事部はβ公判を担当しており、河原弁護士はα公判と原RB公判のみを担当し、(片山恵子)性については、まだ仮装性の水準で把握していない。一方、国々大学側の代理人は殆ど同一である。この関係性の中で(片山恵子)は、いかに存在し訴訟活動しうるか、読者諸氏も考えていただきたい。)

これまでの記述の中に現われてくる岡山大学祭について、最後に素描しておく。八四年度の大学祭は、八三年度の決議(開催条件——第八八〇号二五ページ参照)を生かしつつ八中止Vされ、八おこなわれないことをおこなうVという前例のない試みめぐりつつ持続的な討論が、大学祭以上の質で展開された。第八二二〇号二七ページに記した項目のうち①は、そのような文脈でよみかえていただきたい。さらに補充すれば、八四年度の試みの基本は、日常的、

慣性的にあるものへの依拠をたち切り、自らに必要なもの（大学祭のみならず、生きる根拠）を、自らの責任において、かつ八全学Vの討論と決定の場を対等に共有しつつ創出していく実験である。この方向性は八五年度の大学祭で、これまでの全大学祭を包括し止揚する水準で具体化された。大学祭実行委員会等による連続シンポジウムも、天皇制・家族制・単位制……それらを支え、受容する関係構造と意識構造の解明をテーマとして一月以降、大学祭の中心を担い、かつ大学祭期間終了後も持続している。

これらの経過が現況に投げかける重要な意味のうち主要なものを列挙すると

- 一、自治会の存在しない（註——大学闘争の八成果Vを前提とする有利さに注目）大学における唯一の全学組織たりうるサークル連合水準の学友会を媒介に、前記の追求や仮装労働の試み（第八一〇V号二七ページ②参照）をおこなうことは、特定の大学にとどまらない示唆性をもつ。
- 二、共通の討論となりうる場（例えば、一二・六東京の同時代建築研究会の企画した「全共同運動と空間の変貌」を本質的テーマとするシンポ。すでに牧師の資格をとった者や、試験をうける資格のない者が対等に八宗教Vの原点に立つことをめざす山本氏らの検定試験解体闘争。各地の裁判過程等）が、岡山のテーマや活動を自己対象化する場としてとらえられている。
- 三、各参加者の生存の様式、発想の根拠が大学祭よりはるかに広く深いテーマとの関連で問い直されつつある。任意の拠点への応用方法をも模索しつつ。時間性の滝に抗して。

△高松▽高裁

第八一〇V号二九ページに記した八四・六・一四公判（古家野弁護士急病により延期）が第一二回と数えられているのが後に判明したので、第八一二V号の八四・八・二三公判以降の公判回数と数え方を一つずつふやす。

公判をはみ出す経過から記すと、徳島大学が押収している浜本、中野、山本の私物についての交渉が高松高裁審理を媒介する試みによって大学側を追いつめ、大学側は「私物引き取りについて」の八年八月九日付の通知を出さざるをえなくなった。同月二十八日に古家野弁護士と（自主ゼミ）実行委から（成田晴子）（本来は第八一〇V号二九ページの経過から判るように、浜本さんの松江の事件の共同被告人である鈴木さんが参加する必然があったが、この段階では連絡がとれなかった。）が徳島大学医学部へ出かけて七三年二月以来、留置されていた物品を確認した。ところが、ダンボール一箱が紛失していたり、ファイルの冊数がリストとズレていることが判明し、大学側の浜本分についてのみ全部を引き取らせようとする意向はそれ以前の水準で解体してしまっただけで、永統的（古本）市にまきこまれたといえよう。紛失したものについての一・一九付の弁護士からの問い合せに対して大学側は一二・二付の回答で、現在も調査中と答えている。

八五年八月には、もう一つの重要なテーマが進行していた。四・二四の第一五回公判における本人尋問でも強調されたことであるが、

本件の一審の判決公判（八〇・二・二九——第八一二V号三七ページ参照）において（杉井順子）から一二・二九付の忌避申立表現①が、その後一二・二九と三・一七付の即時抗告申立表現②が提出されているにもかかわらず、原審裁判長は、これによる審理執行停止を怖れ、もう一人の忌避申立人である浜本のボールペンが顔に命中したことさえ八無視Vして判決を強行した。この時の前記二表現の贖本交付請求が代理人弁護士から八・一四付でなされたのである。この請求に応じると原審判決の未成立と控訴審の大変換が開示されることを察知した高裁は、①は訴訟記録の中にあるが贖本を作成すべき対象でなく、②は存在しないと回答してきたので、古家野氏は九・一一付で異議申立書を提出している。その後、九・二五付の棄却決定に対して浜本さんが連名の即時抗告を一〇・三でおこなっているが、東京高裁八四・一二・一七におけるものと同位相の裁判所による反審理的行為が、すでに八〇・二・二九に徳島地裁でおこなわれていたこと、前者に対しては次の強圧的制裁が加えられ、後者に対しては八無V化と八無V視の抑圧が加えられていること、この双方をつなぐ権力性の根拠総体を打倒していく必要性のあることをのべておく。

一九八五年九月一日（第一六回公判）

第四民事部の裁判長（宮本）は、何とかして本人尋問を終了させ、判決を早く出そうと昨年以降あせっていたが、その本人尋問自体によって審理の不十分性と未開始性が開示されつつある。問題点として

一、大学側が、浜本の反秩序性を立証するために八消滅V処分後の

授業妨害等の証拠を百点以上も提出したことにより、逆に裁判所が、反論の必要性を認めざるを得なくなり、関連する証人申請を拒否できない位置に追いこまれている。

二、浜本の私物（とくに研究成果に関するもの）がまだ大学に押収されたままであり、八・二八の確認による行方不明分の大学による調査が原告側の反証の前提としても必要になっている。

三、前述のように、一審判決の可能性を開示しうる表現が存在する。

という諸点が本人尋問で展開され、とりわけ三の応用として、控訴審が、このまま全証拠調請求却下で終るならば、その一瞬に忌避を申し立てると予告的に証言したのは表現論的にも大きい成果である。

一九八五年二月一日（第一七回公判）

控訴人（浜本）の身体的条件の悪化（流行性感冒等）により延期申請。本質的にも経済的にも医師・浜本多恵子が、控訴人・浜本多恵子の診断書を作成し提出している。前述の三つの問題点の位置からも、次の審理の条件は未成立である。

なお、松江の刑事事件の訴訟費用は、八五年五月に未納額の残りを納入しおえているが、これまでの支払い方は、多くの他領域の納入の関係性にも示唆を与え続けるであろう。（第八十V号三〇ページ、第八二V号二八ページ参照）

未記述ヴィジョンに関する註

訂正

（記号の意味は第八二V号三四ページ参照）

第八二V号

四ページ下段左から六行目 「紙片④（あとで」と判明）」↓「紙片④とする。あとで」と判明。」（*）

九ページ下段左から四行目 「二・一七に出した」の次に「とされる」を加える。（☆）

一〇ページ上段左から⑤行目 「気付は」↓「気付の」

一一ページ上段右から一行目 「関係性にこそ」↓「関係性こそ」

一二ページ下段左から九行目 「八・三」の次に「」を加える。

二一ページ上段右から五行目 「後者」↓「これ」（*）

上段右から二行目 「状態に」の次に「なっってから」を加える。（*）

二三ページ上段左から一行目 「。」をとる。（*）

二四ページ上段右から二三行目 「岡山地本」↓「岡山地裁」

二五ページ上段左から一行目 「次号で」↓「次号で」（☆）

二六ページ下段右から一行目 「第四回」↓「第五回」（*）

「第五回」↓「第六回」（*）右から五行目「第六回」↓「延期」

（☆この期日の記述一行半は取り消し、註を第八二V号29ページに記した。）

二七ページ下段右から三行目 「川鍋」↓「笠井」下段右から四行目「原告」↓「被告」（*）

下段左から六行目 「不正受給」の前に「仮装労働による給料の

時の楔通信の作業が、主に裁判過程を扱っているとしても、その意図が、

α 闘争経過の報告というより、あらゆる闘争が見落している闘争の表現として、かつ、まだ生まれていない闘争への架橋として構築する。

β 同時に、前項と矛盾するようにみえるかもしれないが、それ自体で完結する表現としてよんでも、現在の全ての公認メディアと知識人の作品を乗り越えるように記述する。

γ 以上の二項の意味が意識されない程とおくへ、私たちの世界が変化し壊滅した後にも応用可能な方法の関係性への提起を試みる。

という方向性にあることは、これまで度々くりかえしたし、この号でも基本的に展開しているつもりであるが、多くの条件の制約から極めて過渡的にしか実現していない。特に、この号においてそうである。かりに、だれかが、この号の内容に相当するものを出現させていけば、より多彩なヴィジョンをあふれさせつつ、この号は対象を切り拓いていたであろう。例えば、

いや、前記の方向性からも、そういつてはならない。この号が読者に出会っている以上、この号で未記述のヴィジョンを今後の時の楔通信あるいは、同位相の表現領域で具体化するの、少くとも（私）と共闘する作業に参加する必然にあるのは読者自身であろう。

受け取り方を」を加える。(☆ なお、この場合の仮装性は、労働時間と内容についてはなく、労働主体と組織論についてであることを強調しておく。)

二八ページ上段右から四行目 「第一二公判」↓「第一三公判」(☆)

上段左から六行目 「第一三回」↓「第一四回」(☆)

下段右から四行目 「第一四回」↓「第一五回」(☆)

三〇ページ下段右から五行目 「門司大里教会」をへ Vで包囲する。(☆)

下段右から一〇行目 「占拠された後に」の次に「、」を加える。(☆)

(☆)

第八一三V号

一ページ下段右から五行目 「八神戸V」の次の「大阪」↓「大学」
五ページ上段左から五行目 「要旨」の次の「は、」を取り、次に「(」をつけ、次行の終りを「)」で閉じる。(☆)

下段左から七行目 「保釈請求と」の次に「、」を入れる。(☆)

七ページ上段左から七行目 「語法」の次の「を」にする。

上段左から六行目 「三〇分、」↓「三〇分へ」(☆)

上段左から三行目 「強調しない」↓「強調したい」

九ページ上段右から二行目 「隠滅」↓「隠滅」

一一ページ上段左から九行目 「思いがけない」の次に「ヴィジョン」を入れる。

下段左から八行目 「本来ならば」↓「昨年末までは」(☆)

下段左から七行目 「予定であったか」↓「予定であったが」

一二ページ上段左から八行目の「(」をとる。(☆)

上段左から一行目 「B一〇九補」の次の「粉」↓「講」
下段右から一行目 「先制的に」の次に「勾留理由開示」を入れる。(☆)

一三ページ下段左から二行目 「小学校一年」↓「小学校二年」(☆)

一四ページ上段右から六行目 「川瀬義引」↓「川瀬義弘」

下段右から一行目 「岡山地裁法廷で」の次に「、」を入れる。(☆)

(☆)

下段右から九行目 「仁師」↓「仁師」

一二ページ上段右から一〇行目 「前日から深川教会に泊まり、」
をとり、一一行目の「翌二日は」の前に「その後、深川教会へ泊まり」を加える。(☆)

上段右から一行目 「規定」↓「慣行の強制」(☆ 明文の規則はないから、面会する者、される者を含む獄内外の要請で突破可能である。)

上段右から二行目 「小学校三年」↓「小学校二年」(☆)

下段右から一行目 「証言の」↓「証人が」

一三ページ下段右から七、八行目 「おいた上で」↓「おいた人々が」(☆)

下段左から五行目 「「要求し」の次に「た時に」を加える。(☆)

一四ページ下段右から二行目 「証人」の前の「で」をとる。(☆)

一六ページ下段左から七行目 「したり」↓「しつっ」(☆)

一七ページ上段右から一〇行目 「「だろうか」↓「だろうが」

一五ページ上段右から一行目 「苦痛に」の次の「は」をとる。